

令和6年度
第438回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和6年7月29日
13:30 ~ 15:10
千葉労働局 1階会議室

令和6年度
第438回千葉地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日時 令和6年7月29日(月) 13:30~15:10
- 2 場所 千葉労働局1階会議室
- 3 出席者(委員)
 - 公益委員
大澤委員、大竹委員、小野委員、村上委員
 - 労働者側委員
岡田委員、鈴木委員、田中委員、中島委員、野田委員
 - 使用者側委員
池田委員、神田委員、斉藤委員、坂元委員、高橋委員
- 4 議題
 - (1) 地域別最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見について
 - (2) 意見陳述
 - (3) 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について
 - (4) 最低賃金に関する基礎調査の結果について
 - (5) 千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
 - (6) 今後の審議日程等について
 - (7) その他
- 5 資料
 - 資料 1 千葉県最低賃金の改定決定に係る意見書等
 - 資料 2 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について
 - 資料 3 令和6年賃金改定状況調査結果
 - 資料 4 令和6年度最低賃金に関する基礎調査報告
 - 資料 5 最低賃金に関する基礎調査結果(特性値)の推移
 - 資料 6 令和6年千葉県最低賃金改正の影響率
 - 資料 7 生活保護と最低賃金
 - 資料 8 千葉県における特定最低賃金の決定・改正決定の申出一覧表
 - 資料 9 千葉県最低賃金の引上げ額と目安額との関係
 - 資料 10 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果(全国と千葉県)
 - 資料 11 千葉県最低賃金(引上率・影響率)の推移

(参考資料)

第2回目安に関する小委員会配布資料(令和6年7月10日開催)

第3回目安に関する小委員会配布資料(令和6年7月18日開催)

第4回目安に関する小委員会配布資料(令和6年7月23日開催)

6 議事内容

(会長)

定刻となりましたので、ただ今から第438回千葉地方最低賃金審議会を開催します。

本審議会は、運営規程第6条に基づき公開で開催することになりますのでその旨を公示したところ、傍聴される方が4名おりますことをご報告します。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、ご承知おきください。

本審議会の成立について事務局から報告をお願いします。

(賃金室長補佐)

本日は、公益委員1名が所用により欠席されるとの連絡を受けております。

従いまして、公益委員4名、労働者側委員5名、使用者側委員5名、計14名の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立しております。

(会長)

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、議題(1)の地域別最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

7月4日に開催されました第437回本審議会におきまして、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会会長へ千葉県最低賃金の改正決定について諮問がなされ、これを受け、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項の定めるところにより公示を行い、関係労使から意見を求めたところです。

そうしたところ、お手元の資料1のとおり意見書の提出がございました。

ここで、意見書の概要をご紹介します。

1、2ページは、「日本労働組合総連合会千葉県連合会」からです。

「2024年度最低賃金行政に関する要請書」と題し、地域別最低賃金は経済的

自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要があることから、中期的に大幅な水準引き上げを目指すよう事務局として努力し、公労使で議論を尽くした説得力のある金額を示すことができるよう審議会運営を図ること。

最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益であるから、10月1日を軸に、より早期の発効に配慮すること。

中小零細事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備など関係省庁と連携を図ること。

業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底を図るなどして、中小零細事業者が活用しやすい環境を整備すること。

などの意見・要請でございます。

3、4ページは、「千葉県内地区労・ユニオン交流会」からです。

「最低賃金の抜本的な改正を求める意見」と題し、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び国民経済の健全な発展への寄与という最低賃金法の目的を達するため、最低賃金の抜本的引上げと全国一律最低賃金1,500円以上を求める。

などの意見・要請でございます。

5、6ページは、「千葉県労働組合連合会」からです。

「2024年度千葉地方最低賃金額改定の日安検討にあたっての意見」と題し、地域別最低賃金については時間額1,500円へと引き上げる方向で審議を行うこと。

最低賃金法を全国全産業一律最低賃金制度にすること。

使用者側の「支払い能力」の観点からも、中小企業・小規模事業者へ支援制度を拡充すること。

などの意見・要請でございます。

また、17ページですが、「千葉県の最低賃金をただちに時給1,500円以上に引き上げるとともに、地域間格差の解消を求める要請書」として署名が合計で8,952筆分提出がなされております。

7、8ページは、「生協労連コープネットグループ労働組合」からです。

「2024年度の最低賃金額の審議にむけた意見書」と題し、最低賃金は全国一律で1,500円以上にしていける必要がある。

中小企業支援策をセットにして最低賃金の大幅な引き上げを実現すべきである。

中賃の「目安額」とらわれることない審議をお願いする。

などの意見・要請でございます。

9、10ページは、「ちば合同労働組合」からです。

「最低賃金の抜本的な引き上げの答申を」と題し、千葉県最低賃金について

1,500円以上の答申を出すことを求める。

物価上昇を大きく上回る最低賃金の引上げは急務である。

などの意見・要請でございます。

11、12ページは、「市川・浦安地区労働組合連合会」からです。

「2024年度千葉地方最低賃金額改定の目安検討にあたっての意見」と題し、地域別最低賃金について時間額1,500円へと引上げる方向で審議を行うこと。

などの意見・要請でございます。

13から16ページは、「郵政産業労働者ユニオン浦安支部」からです。

「意見書」と題し、東京都と千葉県の最低賃金額を是正し、社会的政策として全国一律1,500円にむけて地域間格差の是正を求める。

などの意見・要請でございます。

19から20ページは、「JAM東京千葉 千葉県連絡会」からです。

「千葉県最低賃金ならびに特定(産業別)最低賃金に関する意見書」と題し、全国の最低賃金が時間給1,000円になるよう、生活に最低限必要な額として1,140円を目指し、引上げ額を審議すること。

特定最低賃金については、同一産業内の賃金格差を目指す目的など意味を持つことから存続させること。

などの意見・要望に加え、「2024年度最低賃金に関する要請書」と題する書面が28団体から届いております。

なお、この後、生協労連コープネットグループ労働組合、ちば合同労働組合、郵政産業労働者ユニオン浦安支部の各代表者の方々から意見陳述を行っていただく予定です。

また、ただいま、ご紹介させていただきました各労働組合からの「意見書」などにつきましては、この会場に原本を持ち込んでおりますので、後ほどご確認いただくことができます。

事務局からは、以上でございます。

(会長)

ただ今、事務局から、関係労使の意見書などについて説明がありましたが、何かご発言はございますか。

《意見ありません。旨の声》

(会長)

意見はないようですので、議題(2)の意見陳述について、事務局から説明をお願いします。

(賃金指導官)

先ほど室長が申し上げましたが、生協労連コープネットグループ労働組合、ちば合同労働組合、郵政産業労働者ユニオン浦安支部から提出がありました意見書について、陳述に関する要請を受けました。

7月4日に開催しました第437回本審議会及び運営小委員会において、陳述の場を設けることについてご了承をいただいておりますので、各労働組合代表者の方に陳述をしていただきたいと思います。

(会長)

それでは、陳述人の方は陳述をお願いします。

(生協労連コープネットグループ労働組合)

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員の皆様
に心より敬意を表します。

私ども生協労連コープネットグループ労働組合は、生活協同組合と関連職場で働く従業員で組織する労働組合であり、パート労働者など非正規雇用の仲間が7割を超える労働組合です。

どこでもだれでも1日8時間働けばまともに暮らせる社会にしていくには、最低賃金は全国一律で1,500円以上にしていく必要があると考えています。

今、働く現場では、人手不足が深刻な問題になっています。

この問題は経営者の皆さんにも頭が痛いことだと思います。

労働人口が減っていることも原因ではありますが、今、働いている方たちの中でも「本当はもっと働けるのだけれど時給がね。」という声を聞きます。

具体的には、「社保に入って働くには、50円や100円上がっても、引かれる金額を考えると躊躇しちゃう。」「もっと最低賃金を上げて、一気に1,500円とかになれば考える。」「夫の扶養を外れても時給が低ければ働く時間だけ増えて、家族的には収入が増えない。体がしんどいだけ。」などの声も出されています。

政府は、社会保険加入者を増やしたいと考えているのでしょうか。

それならば、一刻も早く、時給を諸外国並みに、1,500円以上にすると感じます。

次にもう一点、正規社員と言えども、最賃すれすれの方もいます。

現在の労働力の分布を見たときに正規は減ってきています。

これは問題だと、どこの企業も非正規を正規に雇用転換する企業が増えました。

一見するとよさそうに見えますが、実はそのような正規はパートの時給を基

に月給を決めてきています。

月給を働いた時間で換算すると千葉県の最低賃金に張り付いていたりします。県の最低賃金が上がると月給も抵触してしまうので上げるという事もおきています。

このように県の最低賃金は非正規のみならず、正規雇用にも大きな影響があります。

生活実感としては、急激な物価上昇から私たちの暮らしも非常に逼迫しています。

株の高騰やNISAなど嬉しがっているのは持てる人のみです。

貯金なんてできない人にとっては関心さえありません。

関心があるのは、日々どうやって食費を浮かせるか、この猛暑をどうやって凌ぐか、子供たちに夏休みをどうやって過ごさせるか、今をどうやって生きるかです。

老後の心配なんてできません。

まして、老後資金を貯めるというのは何の話でしょうかという感じです。

今までの話は千葉に限った話ではありません。

千葉の労働力流失は切実だと感じています。

電車に乗って10分もすると東京に行ける地域の方は当然です。

息子は市川に住んでいますが、コンビニに入ると外国の方しか従業員はいません。

当然ながら、近所の方も東京に働きに行って、下り方向に仕事に行く人はほとんどいません。

東京に近いところだけでなく、印西に住んでいる方も、「子供たちはアルバイトに東京まで行ってる、多少時間はかかるけど、時給が全然高いのよね。」「学校も東京だし、たぶん就職も東京ですると思うよ。」木更津でも「コストコができて時給1,500円。」「アクアラインのバスで海の向こうで働く。」「賃金が全然高い、同じ仕事だし。」「こちらには仕事がほとんどない、横浜や東京の方が給料も高いし、仕事も選べる。」このような現実があります。

今回、中央の答申では50円アップになりました。

全国一律最低賃金を求めています、せめて、同じAランクの首都圏は一律賃金に早急にしてほしいと思います。

一方的に最低賃金上げろと言って、企業が倒産しては本末転倒になってしまいます。

この間、生協労連として進めている中小企業団体との懇談では、中小企業の経営者も賃金を引き上げたいとの思いは持っている、大企業との関係性や価格転嫁の難しさなどから、賃金を上げたくても上げられないのが実態です。

中小企業も賃金を上げられるようにするには、企業努力だけではなく政策的な中小企業支援が必要です。

現在も賃上げする中小企業への助成制度はありますが、使い勝手が悪い、申請の難しさなどの理由からあまり活用されていません。

全国の中小企業に効果が行きわたるような中小企業支援策をセットにして、最低賃金の大幅な引き上げを実現するべきと考えます。

労働者の一人ひとりの賃金が生活するために必要な生計費です。

最低賃金を大幅に引き上げることが喫緊の課題です。

千葉県の最低賃金については、中央最低賃金審議会が提示する目安額にとられることなく、千葉で働き続けられるように大幅に上げる審議をお願いします。

(ちば合同労働組合)

すでに中央審議会では、一律 50 円の引き上げを目安とすることを決めたようですが、2024 年 10 月 1 日から適用となる千葉県の最低賃金については、目安にこだわらず抜本的な引き上げの答申を出すことを求めます。

当組合は、地域合同労組ユニオンで、医療・介護や、物流・運輸、非正規公務員など、社会と人々の日常を支える工ツセンシャルワーカー、キーワーカーと呼ばれる労働者が多数を占める労働組合です。

非正規労働者の待遇改善などに取り組んできました。

この間の物価上昇の影響は、とりわけ光熱費や食料品などで大きく、最低賃金に近い水準で働く者にはより困難が生じています。

企業はコスト増加分を上回る値上げで収益を拡大させる一方、労働者の賃金にはほとんど反映されず、物価上昇が賃上げを大きく上回る状況が生じています。

強欲インフレとも言われているようですが、実質賃金のマイナスが 20 数カ月も続く状況に歯止めをかけるためにも、この数年間の物価上昇を大きく上回る最低賃金の引き上げは急務です。

また、OECD のデータによれば、主要国の最低賃金はフルタイム労働者の中央値の 5 から 6 割であるのに対し、日本は 46.1 しかないと報道されていました。

国際水準を考えた場合にも最低賃金の大幅な引き上げが必要だと思えます。

昨年度の最低賃金審議会の議論や答申を踏まえ、岸田首相は、2030 年代半ばまでに 1,500 円に引き上げること新たな目標とすることを表明しましたが、この 30 年におよぶ規制緩和などによる雇用や賃金の破壊政策によって、日本の労働者の賃金水準は長期にわたって抑制され、ほぼ上がっていない状況です。

英米などで 30 年で実質賃金が 1.5 倍程度になっていることを考えると極めて

異例な状況です。

賃上げを言うのであれば、過去 30 年を取り戻すような賃上げ政策が必要であり、最低賃金 1,500 円は今すぐにでも実施すべき措置です。

政府に対して、軍事予算の倍増政策を直ちに中止し、雇用や社会保障の改善、最低賃金 1,500 円の政策実現のために予算を振り向けることを求めてください。

また、地域別最低賃金制度は、地方から若者の移動を惹起し、過疎化や地域の衰退などの懸念が指摘されています。

地域別最低賃金を決める指標とされる最低生計費は、地方では自動車が必要であることなど家賃以外の要素もあり、それほど差があるわけではありません。

最低賃金の趣旨からしても全国一律額とすべきです。

千葉地方最低審議会として地域別最低賃金制度を廃止し、全国一律最低賃金制度に移行することを表明するとともに、当面は東京都の最低賃金額と同額とすることを求めます。

最低賃金の低さは、貧困や格差、教育やキャリア形成など、労働者本人はもとより家族や次世代も含めた大きな社会問題を生み出しています。

最低賃金をめぐる問題は鋭い社会的焦点であり、最低賃金審議会の役割にはかつてなく社会の関心が集まっています。

活発な議論や世論喚起を図るために千葉地方最低賃金審議会の存在や審議などについて積極的なアナウンスと公開を求めます。

現状では、審議会の開催や傍聴の申し込み、意見聴取などについてのウェブにおける公示も極めて短期間であり、その履歴も十分に公開されていません。

議事録や資料なども過年度分も含めてすべてを常時公開してください。

(郵政産業労働者ユニオン浦安支部)

この度は意見陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。

全労連と全労協の双方に加盟する郵政産別の労働組合である郵政産業労働者ユニオンを代表して意見陳述を行います。

県内の郵政ユニオンは 1990 年結成の郵政労働者ユニオン、94 年結成の千葉郵政労働組合と郵産労千葉支部の 3 労組をルーツに、現在は千葉県協議会として千葉・浦安・松戸南・佐倉の各支部で構成して、浦安支部は都県境付近の事業所を範囲とし、組合員の殆どが非正規の組合員です。

さて、国際サービス従業員労組の呼びかけで、米国で最低賃金時給 15 ドルと労組結成を求めるファストフード労働者に連帯した、最低賃金引き上げのグローバルアクションが 2014 年 5 月 15 日に日本の各都道府県も含めて全世界的に初めて行われてから 10 年が経過しました。

10年前にはすでに、欧州や豪州では労使協定や実効性のある最低賃金制度が機能するようになっていて、アメリカの企業もこれを無視できなくなっていました。

それまで色々ありましたが、マクドナルドは2014年当時においては、デンマークは労使協定で、18歳以上時給21ドル、18歳未満15ドル、ビックマックは5.18ドル。

一方で、最賃も7.25ドルから10.10ドルにすることが政治家の大胆な公約とされている米国は、時給8ドル、ビックマック4ドル。

日本では千葉でもそうですけど、今回問題となっている愛媛県の最低賃金666円ではマックセット699円は買えない。

この違いは何かというところで運動を行われてきました。

その後、例えば租税回避の問題。

EUの租税協定の下でも、知的財産権を扱う子会社を税金の安いルクセンブルクに置いて実効税率が2009年から2015年の間は1.7%で、顧客がハンバーガーを食べていない国を経由してイリノイ州の重役のポケットに入ることが巧妙に隠されていることが問われたりしました経過があります。

米国イリノイ州シカゴ市は今月1日に15ドル80セントで、消費者物価指数または2.5%のいずれか低い方に従って毎年7月1日に引き上げられることになっていて、最低賃金は16ドル80セントだそうです。

ところで、欧州・豪州のような生存権を保障する最賃制度が問われて、しかしながら米国と日本では、福祉国家を志向するのか。

ILO条約への向き合い方も異なるわけです。

この間、全労連は最賃法の法改正まで求めてきているのですが、とはいえ、歴史的経過はあるにしろ、日本ではILO条約にも批准した今日の最賃制度があります。

なぜ日本は欧州の最賃制度の水準とかけはなれているのか。

最低賃金は、労働者の賃金の最低額を保障する制度です。

日本国憲法25条生存権の要請があります。

したがって、誰もが絶対的及び相対的貧困に陥らない「健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」生計費を保障する金額とすることが国家としての責務なはずです。

諸外国は多額の税金を最賃引き上げの支援に回しながらも、企業が倒れないようにしながら最賃引き上げを行っているわけです。

労働分配率が下がって、大企業の剰余金が増えて、公共性の高い企業も配当を多く出し、自社株買いを行う一方に何があるのか。

下請け企業が買ったたかれ、家計の補助的労働だから最賃が安くて良いんだ

と書いていたら、シングルの女性にも貧困である。

年金にも影響して高齢者も貧困である。

若者は年功序列賃金が崩壊して初任給からほとんど上がらず社宅にも入れず、将来の夢が持てない現状があります。

相対的貧困というところでは、EUのように賃金の平均値や中央値で決めるというのは合理性があると思います。

そして、全国一律最賃というのも合理性があります。

日本はどうか。

現在は「企業の支払い能力」は決定の3要素の一つとなっている。

実態は「企業の支払い能力」は数値算定が困難で、「生計費」はまともな統計すら取れない。

賃金相場も、EUのように賃金の平均値や中央値で数値的に決定させて「相対的貧困」とならない制度とはなっていない。

狭い経済圏全国一律でもないし、その最賃格差も数値的に説明できない。

愛媛で言えばDランクからBランクに引き上げられたところで、最賃格差が縮まるわけではないし、はるか以前にAランクとなった千葉と東京も同様です。

そういったままでは、生存権を保障する憲法上の要請に最低賃金制度は答えられないし、生存権すら保障されない制度では、ひいてはグローバル大企業の下請け・取引関係として買ったたかれ、企業経営者も含めて今後ますます国全体が貧困に陥ってしまいます。

賃金の最低額を保証するとは、健康的かつ文化的な最低限が前提にあるわけで、今の最賃法の地域別最賃の決定方法は地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない、これらを総合的に勘案して生活保護に係る整合性に配慮するとしても、導かれる金額としては絶対貧困かつ相対的貧困の両方に陥らない金額が導かれなければならないわけです。

その金額は物価高騰前からの全労連の最低生計費の調査結果は全国どこでも時給1,500円が必要、今では1,700円が必要と導いています。

本来は経済政策として、国や中賃で責任を持って中小企業を支援しながら全国一律最賃を目指すべきであると考えます。

したがって、今はこういう制度ですが、そういう方向に向かうよう国や中賃への働きかけと共に、都道府県間の競争ではなく、大局的な視野に立って、全国一律最賃を目指す。

世界や東京との格差を無くすために中賃目安より上積みをしていただきたいと思います。

陳述は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

(会長)

陳述人3名の皆様、ありがとうございました。

各委員の皆様、陳述内容などについて、お尋ねしたいことがありましたら、発言をお願いします。

《ありません。旨の声》

(会長)

よろしいでしょうか。

《はい。旨の声》

(会長)

それでは、意見陳述は以上となります。

ありがとうございました。

続きまして、議題(3)の「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」です。

7月24日付けで目安小委員会から「目安額」に係る取りまとめ報告がなされ、7月25日付けで中央最低賃金審議会から答申がなされましたので、その答申の内容などについて、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

まず、中賃答申内容の説明前に「令和6年賃金改定状況調査結果」の概要についてご説明申し上げます。

資料No.3をご覧ください。

こちらの「賃金改定状況調査」ですが、日本標準産業分類、平成25年10月改定に基づく、製造業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業、他に分類されないものに属する全国の民営事業所のうち、常用労働者数が30人未満の企業に属し、1年以上継続して事業を営んでいる事業所が対象となります。

今回のAランクにおける調査集計事業所数は2,026事業所となっております。

調査対象期日及び項目は、令和5年6月分及び令和6年6月分における労働者の「月間所定労働日数」と「1日の所定労働時間数」、「労働者の所定内賃金額」

等で、賃金改定率につきましては、令和6年1月から令和6年6月までについて調査した結果でございます。

3ページ「第1表」をご覧ください。

「産業計」の「ランク計」で、「1月から6月に賃金引上げを実施した事業所」は42.8%で、昨年の43.5%から0.7%減となっており、「1月から6月に賃金引下げを実施した事業所」は0.7%で、昨年と同じ割合となっております。

また、「1月から6月に賃金改定を実施しない事業所」のうち、「7月以降も賃金改定を実施しない事業所」は40.1%で、昨年の38.4%から1.7%増となっており、「7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所」は16.4%で、昨年の17.4%から1.0%減となっております。

また、各「産業別」「ランク計」欄の「1月から6月までに賃金引上げを実施した事業所」の比率は、7業種のうち「卸売業、小売業」と「医療、福祉」の2業種が増加となっております。

次に、4ページの「第2表」をご覧ください。

こちらは、「ランク別」「産業別」に平均賃金改定率を示したものでございます。

同表左側の「賃金引上げ実施事業所」における賃金改定率で「ランク計」の「産業計」は4.6%で、昨年の4.3%から0.3%減となっております。

また、一番右側の「賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計」の「ランク計」の「産業計」は1.9%で、昨年の1.8%から0.1%減となっております。

次に、5のページの「第3表」をご覧ください。

こちらは、賃金引上げ実施事業所について、賃金引上げ率の分布状況を特性値により示したものでございます。

「ランク計」の「産業計」を見ていただきますと「第1・四分位数」は1.6%、「第3・四分位数」は5.2%となっております。

次に、6のページの「第4表」をご覧ください。

こちらは、一般労働者とパートタイム労働者を合わせた賃金上昇率で、全調査事業所のものを取りまとめたものでございます。

「男女計」の「ランク計」で「産業計」の「1時間あたり賃金額」は1,488円で、昨年の1,454円から34円増となっており、「賃金上昇率」の方をみると2.3%で、昨年の2.1%から0.2%増となっております。

また、千葉県が属する「Aランク」につきましては1,637円で、昨年の1,601円から36円増となっておりますが、「賃金上昇率」の方は2.2%で、昨年の2.3%から0.1%減となっております。

次に、7ページの「第4表」をご覧ください。

一番下の「パート」の「Aランク」の「産業計」は1,309円で、昨年の1,281

円より 28 円上がっておりますが、「賃金上昇率」の方は 2.2%で、昨年の 2.6%から 0.4%減となっております。

次に、8 ページの「第 4 表」をご覧ください。

この「第 4 表」と「第 4 表」の と には、共通点と相違点がございます。

まず、共通点としましては、集計対象となる事業所で、昨年 6 月と今年 6 月の賃金を調査して、賃金上昇率を計算している点が同じとなります。

一方、相違点についてですが、同表の 1 番下の「資料注」をご覧ください。「第 4 表」の 及び については、集計労働者である 29,463 人全員から賃金上昇率を計算しておりますが、この「第 4 表」では、昨年 6 月と今年 6 月の両方に在籍していた労働者である 24,639 人の 83.6%の労働者に限定して、賃金上昇率を計算しております。

言い換えますと、「第 4 表」では継続労働者のみを集計対象にしていますので、昨年 6 月に在籍していたものの今年 6 月に在籍していない退職者と、昨年 6 月には在籍していなかったものの今年 6 月に在籍するようになった入職者、こちらは「第 4 表」の集計対象には入っていないということになります。

以上を踏まえまして、「ランク計」、「産業計」の「1 時間当たり賃金額」は 1,503 円で、昨年の 1,462 円から 41 円増となっており、「賃金上昇率」の方をみても 2.8%で、昨年の 2.5%から 0.3%増となっております。

また、「A ランク」につきましては 1,655 円で昨年から 44 円増、「賃金上昇率」も 2.7%で昨年から 0.3%増となっております。

「賃金改定状況調査結果」に係る説明は以上でございます。

次に、中央最低賃金審議会における目安額などの答申についての説明です。

すでにご承知のことと存じますが、7 月 25 日の中央最低賃金審議会において目安額の答申があり、A ランク、B ランク及び C ランクとも 50 円が示されました。

今年度も中央最低賃金審議会の会長から、答申を踏まえたビデオメッセージが届いておりますので、こちらをご視聴いただきたいと思います。

また、資料につきましては、資料 2「令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について」になりますので、併せてご覧いただければと思います。

《ビデオ上映》

皆さんこんにちは。

中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。

これは、令和 5 年 4 月 6 日にとりまとめられました、目安制度の在り方に関する

る全員協議会報告の中で、目安の位置付けのその趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員みなさんに確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。

これを受け、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様にご直接伝達されるように、私からこういう形でお話しをすることになりました。

この取組といたしますのは、昨年につき2回目となります。

ご視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考としていただきたいのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

それでは、最低賃金の位置づけ、法令要素についてまずはお話しをしておきたいと思っております。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。

通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思っております。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。

また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会にて目安を示すこととなっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際に求められております。

近年の配慮内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正ということでございます。

さて、次に目安について、詳しく申し上げたいと思っております。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。」ことを改めて申し上げます。

おきたいと思います。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安通りとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもあり得るものと理解しております。

地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

では、次に目安のポイントについてお話しをしておきたいと思います。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に亘って真摯に議論を重ねました。

3要素のうち何を重視するかというのは、その年によって異なります。

今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。

なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話しをしておきたいと思います。

まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっておりまして、前年に引き続き高い水準になっておりました。

消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃると思われる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。

頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありませんが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目「賃金」についてです。企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。

具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。

また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりまして平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素「通常の事業の賃金支払能力」についてです。

これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。

これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6～9%程度で推移しております。

また、令和6年の第1四半期は7.1%になっております。

従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認いたしました。

企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということに留意をしております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。

具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限って見た上昇率平均5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」とされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引

き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表 における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載の通り、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク 50円・4.6%、Bランク 50円・5.2%、Cランク 50円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと思います

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。

ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。

また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられると認識しております。

こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもございます。

従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。発効日については10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当。」とされております。

この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところでございます。

中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待しております。

中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。

以上、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま、事務局から今年度の目安についての答申内容と賃金改定状況調査結果についての説明及び中央審議会からのビデオメッセージがありました。何か発言等はございますか

《ありません。質問無し。旨の声》

(会長)

では、続きまして、議題(4)最低賃金に関する基礎調査の結果についてです。事務局から説明をお願いします。

(賃金指導官)

最低賃金に関する基礎調査報告をご覧ください。

こちらは本年6月1日現在で製造業などの一部は100人未満、その他の産業

は30人未満の中小企業の賃金の実態を把握するため毎年実施しているものとなっております。

まず、目次をご覧ください。

こちらに記載されている産業毎に、後ほど説明いたしますが、総括表(1)と総括表(2)を作成しております。

目次の左側の産業は地域別最低賃金、右側は特定最低賃金にかかる産業となっております。

1、2ページが調査の概要です。

細かいところは後程ご覧いただければと思いますが、調査対象産業、調査対象の事業所の労働者数の規模、調査項目、調査対象の期間、対象事業数、有効回答数などを載せてあります。

なお、本年度は3,228事業所を対象にし有効回答数は1,427事業所で有効回答率は44.21パーセントとなっております。

なお、調査にあたり、日本標準産業分類の産業を用いており、日本標準産業分類は本年4月に改訂されておりますが、こちらの調査は改訂前の旧産業分類で行われております。

3ページ目をご覧ください。

こちらは、基礎調査の対象業種の一覧です。

概要欄の調査対象の産業をより詳細にしたものとなっております。

4ページ目は地域別最低賃金にかかる集計をした業種を黄色で示しております。

なお、鉄鋼業と電気機械器具製造業関係については、こちら表の一番下に小さな赤字で記載していますが、年齢18歳未満または65歳以上、清掃や片付けなどの軽易な業務に従事する方は、こちらの地域別最低賃金の集計区分に含まれております。

5ページは特定最低賃金の集計区分を載せてあります。

それぞれの中分類ごとに集計しております。

続いて7、8ページをご覧ください。

こちらは、調査結果における労働者賃金の分布表です。

赤枠で囲っている現在の最賃1,026円の適用労働者数35,861人となっております。

1,030円、1,040円、1,050円、1,060円、1,070円、1,080円、1,090円、1,100円のいわゆるキリ番のところで一定数の層が生じておりました。

10ページ以降が集計結果となっております。

なお、集計は冒頭でも触れましたが総括表(1)と総括表(2)の2種類作成しており、初めに集計方法の違いについてご説明いたします。

11 ページをご覧ください。

左上に総括表（１）と記載してあります。

こちらは、調査表の項目が事業所の規模、地域別、年齢別のものとなっております。

総括表（２）は、19 ページをご覧ください。

こちらは、調査表の上の項目 男女別に取りまとめたものとなっております。
各数字の読み取り方について、総括表（１）でご説明いたします。

11 ページに戻ってください。

一番左が賃金額、左から 2 番目は合計とありますが、この合計は調査対象者産業及び調査対象の事業場規模の労働者数を示しております。

合計 678,267 人 総務省の調査によると千葉県の労働人口は約 3 百万人となっておりますので、概ね 2 割分の人数となります。

その下 1,015 円以下の労働者が 11,944 人、1,016 円も同様に 11,944 人、1,017 円も同様に 11,944 人と同じ数字になっておりますが、労働者数は賃金階層までの累計となっております。

現在の千葉県の最低賃金 1,026 円をご覧ください。

労働者累計数は 48,816 人となっておりますので、1,026 円そのもの適用労働者を算出する場合には、1,025 円の 12,955 人を引いた 35,861 人、先ほど見ていた分布表の 35,861 人となります。

このようにして各賃金階層の適用労働者数を算出することが出来ます。

次にカッコ内数字についてですが、これは適用全労働者数に対する割合を示しているものになります。

1,026 円を青色で塗りつぶしています、右となり合計欄一つ上 1,025 円の(1.9)も青色で塗りつぶしております。

このような塗りつぶしをした理由は、千葉県最低賃金は 1,026 円ですが、現在の千葉県最低賃金に達していない労働者は 1,025 円までの層 12,955 人の労働者数の 1.9 パーセントが千葉県最低賃金未満ということになります。

もしも、最低賃金を引き上げて 1,040 円となった場合にどれだけの労働者に影響を及ぼすかとみる場合には 1,040 円の一つ下 1,039 円のところを見ていただきますと 73,857 人、10.9%に影響が及ぶこととなります。

これを影響率と呼んでいますので、このように影響率を見ていただければと思います。

17、18 ページをご覧ください。

右の金額欄 1,126 円までは 1 円刻みですが、この上は 10 円きざみ、18 ページの 1,300 円からは 100 円刻みとなっております。

最後の行は特性値を載せております。

19ページからは総括表(2)となり、最終行は特性値で締めております。

このような構成で各産業毎に作成しておりますので、特定の産業について確認したい場合には該当するページをご覧ください。

次に資料4をご覧ください。

ただいま説明いたしました基礎調査結果の特性値、地域別最低賃金の全産業にかかるものを抜粋いたしまして、本年度までの推移となっております。

続いて資料5をご覧ください。

千葉県最低賃金の全産業集計結果の労働者数と影響率を抜粋したのとなっております。

目安額のプラス50円を黄色で塗りつぶしておりますが、現在の最賃1,026円プラス50円で1,076円となり影響率は19.0%になります。

以上で説明は終わります。

(会長)

ただ今の事務局の説明について、何かご質問はございますか。

《ありません。質問無し。旨の声》

(会長)

それでは、議題(5)の千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問です。

まず、特定最低賃金の改正申出について、事務局から説明をお願いします。

(賃金指導官)

資料8をご覧ください。

千葉県における特定最低賃金の申出一覧表になります。

今年は、「総合スーパーマーケット」から新設の申出書が提出されました。

また、現在設定されている7件の特定最低賃金について、各産業に属する労働団体の代表者から千葉労働局長に特定最低賃金改正の申出書が提出されました。

申出書の内容を審査しましたところ、問題はございませんでした。

本日、事務局の席に申出書の原本をお持ちしておりますので、閲覧していただくことができます。

なお、2点ほど説明したことがございます

まず、1点目ですが、資料の裏面「総合スーパーマーケットの適用使用者数及び適用労働者数の推算について」と題するものです。

意向表明が労働団体からありますと、事務局にて経済産業省が公表している

『経済センサス-活動調査』を根拠として、適用使用者数及び労働者数を推算して、労働団体へ通知しております。

現在の『経済センサス-活動調査』は令和3年調査のもので、旧産業分類によるものとなっていることから旧産業分類「1561 百貨店，総合スーパー」から、本年4月改定によりそれぞれ独立しました新産業分類の「15611 百貨店」と「15621 総合スーパーマーケット」につきましては、経済センサスによる推算ができないものでした。

このため、推算した「百貨店，総合スーパー」の人数から事務局で把握した「百貨店」の人数を控除して「総合スーパーマーケット」の人数を推算していることをご報告します。

2点目ですが「各種商品小売業」についてですが、7月4日の第437回審議会でご説明させていただいたことの確認となりますが、「各種商品小売業」は産業分類の改訂により、金額改訂があった場合には名称が「百貨店、総合スーパーマーケット、その他各種商品小売業最低賃金」に変更されることとなります。

以上で説明は終わります。

(会長)

それでは、労働局長から千葉県特定最低賃金の必要性審議に係る諮問がなされますので、お受けしたいと存じます。

《千葉労働局長から会長へ諮問文を手交》

(会長)

確認のため、事務局は諮問文の朗読をお願いします。

(賃金指導官)

《諮問文の朗読》

(会長)

ただ今、労働局長から諮問を受けましたので、明々後日の8月1日に「第1回特別小委員会」を開催し、労働団体から申出書の提出があった決定1業種及び現行7業種について、改正決定等の必要性審議に入ることとします。

また、7月4日に開催された「第1回運営小委員会」の決定により、意見陳述の申し出があった場合には、同じく8月1日の「第1回特別小委員会」において意見陳述を行うことになっておりますが、労働者側から意見陳述について発言はございますか。

(労働者委員)

意見陳述に関しまして改正5業種と新設1業種を予定しております。

一般機械器具製造業と精密機械器具製造業、こちらの2業種につきましてはAさんから、電気機械器具製造業はBさんから、各種商品小売業と新設の総合スーパーマーケット、こちらの2業種につきましてはU A ゼンセンのCさんがお越しになって、自動車新車小売業は自動車総連のDさんがお越しになって意見陳述をさせていただくということをお願いしたいと思います。

(会長)

労働者側からは改正5業種と新設1業種、計6業種についての意見陳述したいということでありますけども、使用者側から何か発言はありますか。

(使用者委員)

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、一般機械器具製造業関係、精密機械器具製造業関係、電気機械器具製造業関係、各種商品小売業、総合スーパーマーケット及び自動車新車小売業の6業種について、8月1日の「第1回特別小委員会」において、意見陳述を行っていただくこととします。

続きまして、議題(6)の「今後の審議日程等について」事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

今後の「千葉地方最低賃金審議会」における審議日程につきましてご説明いたします。

先ほど申し上げましたように、7月25日に中央最低賃金審議会から目安の答申がございましたので、「専門部会」の各委員の皆様におかれましては、本日この後に開催されます「第1回専門部会」の方へご出席をお願いいたします。

また、本日以降の「専門部会」につきましては、8月1日、2日及び5日を開催予定としており、同日の5日に開催される「本審議会」で答申をいただければと存じます。

なお、「専門部会」と「本審議会」の予備日として8月7日午後も設けてございます。

答申をいただいた後は、「異議申出」の受付を行うこととなりますが、こちらの締切日は8月20日に設定し、「異議審」の開催を8月21日午前に予定しております。

なお、「異議審」につきましても予備日として8月23日午前を設けてございます。

また、千葉県特定最低賃金に係る改正決定の必要性審議につきましては、8月1日と21日の「特別小委員会」においてご審議をいただいた上で、同日の21日に答申をいただければと存じます。

なお、予備日につきましては「異議審」と同じく8月23日午前を設けてございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

(会長)

それでは、今後の審議は、事務局から説明のあった日程で進めて参りますので、皆様よろしくお願いいいたします。

議題(7)その他ですが、委員の皆様から何かございますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

事務局からは、何かありますか。

(賃金室長)

それでは、「その他資料」について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、その他資料1の「県内経済情勢」、その他資料3の「最近の雇用失業情勢」及びその他資料4の「2024年春季生活闘争 第7回 回答集計結果」につきましては、7月4日の本審議会でもご紹介させていただいたものになりますので、説明の方は割愛させていただきます。

次に、その他資料の2「毎月勤労統計調査地方調査結果月報 令和6年5月分」をご覧ください。

こちらは、千葉県総合企画部統計課が令和6年6月28日に公表した「千葉県の賃金、労働時間及び雇用の動き」を示したものになります。

表紙の概況をみますと「調査産業計・事業場規模5人以上」の「きまって支給する給与」は265,318円、その指数は105.1で対前年同月比は3.6%増となっております。

また、「事業場規模30人以上」の「きまって支給する給与」は289,046円、そ

の指数は 106.5 で対前年同月比は 5.6% 増となっております。

2 ページ以降には、産業別の「賃金、労働時間及び雇用の動き」が記載されておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

次に、その他資料 5 の「2024 年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」及び裏面の「中小企業回答状況」をご覧ください。

こちらは、日本経済団体連合会が令和 6 年 5 月 20 日に発表した大手企業と同年 6 月 13 日発表した中小企業の賃上げ状況となります。

大手企業における総平均アップ率は 5.58% となっており、中小企業の総平均アップ率は 3.92% となっております。

次に、その他資料 6 の「千葉市消費者物価指数の動向 令和 6 年 5 月分」をご覧ください。

こちらは、千葉県総合企画部統計課が令和 6 年 7 月 5 日に発表したものになりますが、その 4 枚目に全国と千葉市、そして他の地域、A ランクで千葉県と 2 円差のさいたま市及び 1 円差の名古屋市における消費者物価指数の推移をまとめた一覧資料を作成しましたのでご覧ください。

こちらは総務省統計局が公表しているものになります。

千葉市の令和 6 年 6 月における総合指数は 107.6 となっており、前月比 0.1% の上昇、前年同月比 2.5% の上昇となっております。

また、持家の帰属家賃を除く総合指数は 109.0 となっており、前月比 0.1% の上昇、前年同月比 3.0% の上昇となっております。

また、机上置き資料となってしまいましたが、こちらの資料をご覧ください。

先ほど中賃の藤村会長のビデオメッセージと資料 2 の公益委員見解の中で、「労働者の生計費については」、「生活必需品を含む頻繁に購入する支出項目に係る消費者物価も」、「高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適当と」述べられております。

この消費者物価指数の中にある「頻繁に購入する品目」についてですが、全国と東京 23 区は統計上示されているものの千葉市または千葉県、また他の主要都市については示されておりません。

そこで、類似するものとして消費者物価指数の 10 大費目の中分類指数にあたる「食料」で一覧を作成してみました。

こちらをみると、千葉市の令和 6 年 6 月における中分類指数「食料」は 114.6 となっており、前月比 0.5% の低下、前年同月比 3.3% の上昇となっております。

ほかに、昨年最低賃金が改正された令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までと令和 6 年 1 月から 6 月までの平均値も入れてありますのでご参考にしていただ

ればと思います。

次に、その他資料 7「消費者物価地域差指数」をご覧ください。

こちらは、総務省統計局が令和6年6月28日に発表したもので、地域別の物価を明らかにすることを目的として、小売物価統計調査において消費者物価地域差指数を毎年作成、公表されているものになります。

2ページの図1「消費者物価地域差指数」をみますと、物価水準が最も高いのは東京都の104.5で、次いで神奈川県103.1、北海道101.7と続き、千葉県は全国第4位の101.5に位置しており、第9位の高知県までが全国平均の100を超えております。

10ページをご覧ください。

こちらは、「10大費目別」の「消費者物価地域差指数」の都道府県別一覧になります。

こちらの「総合」の中にある「家賃を除く総合」をみますと、千葉県は101.0で全国第5位に位置しております。

次に、その他資料 8「千葉県鉱工業指数月報」をご覧ください。

こちらは、千葉県総合企画部統計課が令和6年6月28日に発表した県下の鉱工業にかかる「生産」「出荷」「在庫」に係る指数を示したものになります。

2ページの概況をみますと、「生産指数」は102.6で前月比0.3%の低下、「出荷指数」は108.6で前月比4.2%の上昇、「在庫指数」は107.0で前月比3.3%の低下となっております。

同じく2ページの第3表「業種別動向」には各指数の上昇及び低下に寄与した業種及び品目が記されており、また、5ページ以降は各指数の推移が記されておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

最後に、資料 9「事業場視察概要報告」をご覧ください。

先週の7月22日に公益委員2名、労働者委員1名、使用者委員2名の計5名と事務局3名で千葉市内の事業所を視察させていただきました。

使用者からは、物価上昇により経費が増加し、利益が減少している。

最低賃金が大幅に上がると利益が一気になくなる。

扶養範囲内の関係で就労制限をする者が多く人手不足の要因となっている。

国の制度を検討してほしい。

などの声が聞かれました。

一方、労働者からは、コロナ5類移行後、お客様との会話も増えやりがいを感じている。

物価上昇により家計が厳しい状況にあり、賃金はこれからも上げてほしい。

扶養範囲内で働く者は就労制限をするため、それ以外の従業員に業務のしわ寄せがくる。扶養範囲内で働く者が総収入を気にすることなく働けるような制

度を国は考えてほしい。

などの声が聞かれました。

事務局からの説明は、以上となります。

(会長)

以上でよろしいでしょうか。

(事務局)

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、これもちまして閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。